

委 託 契 約 書 (案)

佐賀県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和 7 年度企業への健康経営支援業務委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託事項）

第 1 条 甲は、別紙令和 7 年度企業への健康経営支援業務委託仕様書に掲げる事業（以下「委託事業」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第 2 条 委託期間は、契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

（委託料）

第 3 条 委託に要する経費（以下「委託料」という。）は、金 円（うち消費税及び地方消費税金 円）とする。

（契約保証金）

第 4 条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。（契約保証金は、佐賀県財務規則第 1 1 5 条第 3 項第 号の規定により免除する。）

（業務の処理方法）

第 5 条 乙は、提案された企画内容及び別紙仕様書により委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の企画内容及び別紙仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（再委託）

第 6 条 乙は、甲の承諾を得て、委託業務の一部を再委託することができるものとする。

2 前項の場合において、乙は、再委託した業務の全てについて責任を負わなければならない。

（権利業務の譲渡等の禁止）

第 7 条 乙は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または引き受けさせてはならない。

（委託業務の内容変更）

第 8 条 やむを得ない事情により委託業務の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議し、契約内容を変更することができる。

（委託業務の調査等）

第 9 条 甲は、必要があると認められるときは、委託業務の実施状況、その他必要な事項について、乙に報告を求め、または実地に調査することができる。

(業務完了報告書の提出)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに委託業務の成果品を添えて甲に業務の成果に関する報告書（以下、「業務完了報告書」という。）を提出しなければならない。

2 甲は、業務完了報告書を受領したときは、その内容を10日以内の日又は、令和8年3月31日のいずれか早い日までに審査し、合格または不合格の旨を乙に通知するものとする。

(委託料の請求及び支払い)

第11条 甲は乙から提出された成果品の内容を検査し合格と認めた後、乙からの正当な請求を受領した日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

2 甲は、第1項の規定にかかわらず、乙が委託事業完了前に必要な経費を受けようとするとき、甲が必要と認める場合には、委託料を前金払により支払うことができるものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 乙がその責に帰する事由により、この契約に違反したとき。

(2) 乙が委託契約期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 自己または自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、または次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団または暴力団員を利用している者

オ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

カ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

(4) その他、委託業務の実施方法が適切でないと認められるとき

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(違約金等)

第13条 乙は前条の規定により甲が契約を解除したときは、違約金を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、委託料の100分の10に相当する額とする。ただし、この違約金は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

3 第1項の規定により甲から請求を受けた場合において、乙が甲から定められた期間内に支払わなかったときは、乙は支払期限の翌日から支払った日までの日数に応じてその支払うべき金額に年2.5%の割合で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

(遅延利息)

第14条 乙は、その責めに帰する理由により第2条に定める期間内に業務を完了できないときは、その期間を経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、第3条に定める委託料の額に、年2.5%の割合で計算した額を甲に支払わなければならない。

2 前条第1項の規定により甲から請求を受けた場合において、甲の指定する期限までに支払わなかったときは、甲は乙に対して、支払期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、その支払うべき金額に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

3 甲の責めに帰する理由により第11条の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数について年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(著作権等)

第15条 乙が委託業務により制作した成果品の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。以下同じ）は、甲に帰属する。また、この委託業務を通じて、乙が新たに撮影した映像や制作した画像の著作権も甲に帰属する。ただし、乙が従前から保有する著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、甲はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。

2 乙は、本条項に違反したことにより、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(保障)

第16条 乙は、委託業にかかる納入物件が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。

(契約内容の不適合に係る責任)

第17条 納入成果品に契約内容の不適合が判明した時、甲はこれを覚知した日から1年以内にその旨を通知したうえで補修の請求をすることができる。乙は、乙の責任及び負担において、甲が相当と認める期日までに補修を完了することとする。

(損害賠償)

第18条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第19条 乙は、業務委託の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了または解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第 2 1 条 乙は、この契約による事務を処理するにあたって、別紙 2「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

(契約費用)

第 2 2 条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の費用とする。

(協議)

第 2 3 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

甲 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 5 9 号
佐賀県健康福祉部健康福祉政策課長

乙